

## 農林水産省告示第 4 9 2 号

食品流通構造改善促進法（平成 3 年法律第 5 9 号）第 3 条第 1 項及び食品流通構造改善促進法施行令（平成 3 年政令第 2 5 6 号）第 7 条の規定に基づき、食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針を次のように定めたので、同法第 3 条第 5 項の規定により公表する。

平成 1 9 年 4 月 1 2 日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 若林 正俊

### 食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針

食品は、生活を営む上で最も基礎的な物資であり、食品の流通部門は、全国各地の農林漁業者や食品製造業者等が生産・製造している食品のみならず、世界各国から輸入される多種多様な食品を、安定的かつ効率的に消費者に供給するという極めて重要な役割を果たしている。

我が国は、総人口が平成 16 年の約 1 億 2,800 万人をピークに減少局面に入る等少子・高齢、人口減少社会を迎え、女性のさらなる社会進出、世帯員数の減少と高齢者世帯の増加等、今後とも社会構造が大きく変化していくことが予想される。また、集団食中毒、B S E の発生、基準値を超える農薬の残留等、食の安全をめぐる問題の発生を受け、国民の食の安全に対する関心は高い状態にある。

こうした状況を背景に、食品の流通部門においては、世帯構造の変化に伴う販売単位の小口化、中食や調理が簡便な食品を提供する総菜宅配等の事業への活発な参入、また、食の安全やこだわりといった消費者意識を反映して、インターネット等による販売の増加、有機食品等の品揃えに配慮した店舗展開等がなされる等、様々な業態変化が見られる。

他方、我が国経済のグローバル化が進展している中で、我が国の食料自給率を高め、平成 27 年度に供給熱量ベースの食料自給率を 45 %とする目標を確実に達成していくためには、国産農林水産物の競争力を強化することが急務となっており、流通段階を含む食料供給コストの縮減を図ることが喫緊の課題となっている。

食品の流通部門は、一義的には、関係業者による創意工夫とその努力により発展してきており、今後とも民間主導による業界発展の構図は基本的に変わらないものの、流通構造の合理化に向けた社会基盤の整備、各種ガイドラインの策定等、政府として取り組むべき課題も少なくない。

平成 14 年 4 月に第 3 次基本方針が策定されて以後、新たな食料・農業・農村基本計画（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）が策定され、食品産業の競争力の強化に向けた取組、食品産業と農業の連携の強化等の食品流通施策が掲げられているほか、第 8 次卸売市場整備基本方針（以下「第 8 次方針」という。）等において食品流通に関する施策の方向性が打ち出されているところである。

このため、本基本方針では、これらを根拠法である食品流通構造改善促進法（以下「法」という。）の目的である流通機構の合理化と流通機能の高度化という観点から

横断的に整理しつつ、来るべき5年間を見据え、政府として、食品の流通部門の構造改善を促進するための施策の方向性を提示するものである。

## 第1 食品の流通部門の構造改善の基本的な方向

食品の流通部門は、その用途と商品の特性から、産地から消費者への生鮮食品の流通、産地から食品製造業者、外食業者といった加工・業務用需要者への生鮮食品の流通、食品製造業者から消費者への加工食品の流通に大別され、各流通には輸入品が加わる。

我が国の食料消費は、社会構造の変化を背景とした食の外部化が進展する中で、中食を含む加工食品が増加しており、食品の流通においても、加工食品に係る流通の比重が高まっていると考えられる。

### 〔産地から消費者への生鮮食品の流通〕

産地から消費者への生鮮食品の流通は、全国各地の農林漁業者から供給される短期的に流通量の変動し、保存性が低い農林水産物を、全国各地に鮮度を保持しつつ、短時間で大量に輸送させる必要がある。この流通においては、商品の迅速な集荷、分荷や適正な価格形成が重要であり、その役割の多くを卸売市場が担っている。しかし、各商品の流通の広域化や取引の多様化、鮮度の良い食品を求める消費者ニーズ等に対応しつつ、生鮮食品を消費者に安定的に供給していくためには、新たな卸売市場制度の下で、安全で効率的な卸売市場流通への改革が必要である。また、消費者に直接接する食品小売業においては、世帯構造の変化等を踏まえた販売方法の工夫が見られるほか、食に対するこだわりや利便性を求める消費者の産地からの直接購入、直売所による生産者の販売等流通経路は多様化しており、それぞれのニーズに応じた取組を行う必要がある。

### 〔産地から加工・業務用需要者への生鮮食品の流通〕

産地から加工・業務用需要者への生鮮食品の流通のうち、食品製造業者や大規模な外食業者（以下「食品製造業者等」という。）への流通は、これら業者による輸入、農協等の生産者サイドとの直接的取引や産地市場からの原料調達が主体である。一方、多くの外食業者への流通は卸売市場を経由したものとなっている。このような中、生産者が、価格や数量・品質の安定性等において、食品製造業者等のニーズに十分応え切れていないことから、加工・業務用需要者に仕向けられる国産の農林水産物及び食品の割合は近年低下傾向にある。消費者の国産志向への対応や高品質化のため、国内調達を増やす動きもあり、中食を含む加工食品の消費が増加する中で、我が国の食料供給力を高めるためには、この分野における国産原材料比を引き上げることが重要であることから、加工用での、家計消費には向かない規格の利用といった実態も踏まえた、需要先に応じた多様な規格への対応、定時・定量の出荷、一次加工とその際の高度な品質管理等、実需者である食品製造業者等と生産者の連携を、卸売市場を介したものも含め強化する必要がある。

### 〔食品製造業者から消費者への加工食品の流通〕

食品製造業者から消費者への加工食品の流通は、一定程度保存性のある加工食品を需要動向に合わせて流通させるものであり、食品製造業者から、直接又は卸売業者を介して、これら事業者が各地区に整備した配送センターから、小売業者の各店舗に配

送している。個々の事業者において、配送センターの省力化、多温度帯対応のトラックでの配送等省コスト化が進められているが、事業者により配送用容器の規格が異なる等合理化を必要とする部分がある。

なお、大別した3つの流通において、消費者の食の安全への関心に応じていくための食品に付随する情報の伝達や、流通コストを縮減するための容器の規格、取引情報の統一化といった社会基盤の整備は、共通する課題であり、事業者間又は業種間の連携を強化し対応する必要性がある。

以上のような認識に立脚し、流通機構の合理化及び流通機能の高度化を図るための構造改善を促進する取組を行う。

## 1 流通機構の合理化のための構造改善

食品の流通部門においては、事業者間競争の中で、合理化が図られているものの、事業者の更なる取組や関係者による広範囲の連携を推進し、流通機構の合理化を図っていく必要がある。

### (1) 流通の各段階におけるコスト縮減

地球温暖化等の環境問題や世界的な食料需要の高まりを背景に、世界中長期的な食料需給には多くの不安定要因が存在している。我が国は、供給熱量ベースで食料の6割を海外に依存し、かつ特定国への輸入依存度が高い等、我が国の食料供給構造には脆弱性が内在している。一方、経済のグローバル化に伴い、食品を含む大量の物資の国境を越えた流通が活発化している中で、我が国の食料自給率を高め、国産農林水産物の安定した供給体制を構築するには、実需者である食品産業及び消費者のニーズに応える食料供給であるとともに、供給コストの縮減を図ることが重要であることから、効率的な流通を指向していく必要がある。

日常的に民間主導で効率化やコスト縮減に向けた努力が行われているものの、通い容器や電子タグの普及に代表されるように、各流通段階の関係者の参加を要する取組や、開発中の技術を用いた実証試験、規格の標準化等、民間主導の取組では困難なものもある。

このため、これら効率化や合理化に大きな効果が期待できる取組を促進することにより、平成18年9月に農林水産省がとりまとめた「食料供給コスト縮減アクションプラン」(以下「アクションプラン」という。)を着実に推進し、流通の各段階における食料供給コストの縮減を実現する。

### (2) 多元的な流通経路の形成

社会構造や消費者意識の変化、有機農業等消費者の多様なニーズに対応した農業生産活動の展開、情報技術を始めとした技術革新等を背景に、従来の卸売市場を中心とした流通に加え、量販店等と産地との直接取引、生産者サイドによる直売所の運営、インターネットを活用した生産者からの直接販売等産地と消費者の間に多くの販売経路が形成されている。提供される食品の形態も、消費者の簡便化志向等を背景とした中食・外食を通じた食品の提供や、カット野菜等の形態での提供が増大しているほか、こうした食品を毎日の食材として提供する宅配サービス、とりわけ近年の高齢単身者世帯数の増加等から総菜宅配

の取組が拡大する等、多様な流通形態の展開がみられる。また、食品製造業では、国産農林水産物の品種や数量が加工用の需要と一致せず、食品製造業者は、その原材料を海外に求める場合も多いものの、規格指定による契約栽培により産地との直接取引を進める動きや、食品製造を含めた食品関連事業者自らが原材料である農産物の生産に乗り出すといった動きもみられる。

我が国では、多種類、多品種の農林水産物が各地で生産されており、これらを効率的、かつ確実に全国の消費者まで流通させる上で、卸売市場流通は基幹的な役割を果たしており、今後もその重要性は変わらないものと考えられるが食品流通の形態が変化する中で、卸売市場が今後とも我が国の生鮮食料品等の基幹的な流通拠点として十分に機能していくため、卸売市場の整備と併せ、卸売市場関係事業者による積極的な取組が必要である。

このため、多様な実需者・消費者ニーズに適切に対応し、安全で高品質な食品を適切な価格で国民に確実に供給する体制を確保するため、それぞれのニーズに応じた多面的な流通の展開を図りながら、食品の特性を踏まえた産地から消費地までの合理的、効率的な流通を推進する。

また、特産物として広く認識されている地域性豊かな農林水産物等の地域産業資源が存在するが、こうした地域産業資源を原材料とする製品の開発、生産等を促進することは、農林水産業のみならず商品の開発・生産・販売事業を通じて地域経済の活性化にも寄与するものであることから、産地と食品製造業者や販売業者との連携による地域産業資源の活用を積極的に推進する。

### (3) 情報ネットワーク化の推進

消費者の求める食品を、適時、適量、高品質を保ったまま供給するためには、販売者と生産者との間の情報伝達が迅速になされるとともに、物流の合理化による短時間での流通を実現していく必要がある。また、食品の安全に係る情報等の商品に付随する情報に対する消費者の関心が高まっており、それらを伝達する重要性が増している。

このため、これらに的確かつ経済性も加味して対応していくためには、ユビキタスコンピューティングに代表される情報技術の活用により、現在、部分的に行われている受発注や在庫管理、配送、決済の電子化等の取組を、生産、流通、小売に至る一連の流通过程で統一的なシステムを展開し、取引の効率化を推進することが重要であり、こうした取組を加速させ流通の合理化を図る必要がある。

## 2 流通機能の高度化のための構造改善

食の安全に対する消費者の関心が高いことを踏まえ、流通段階における鮮度保持機能の向上を図るとともに、食品に係る各種情報の効果的、効率的な提供に取り組む等、流通機能の高度化を図っていく必要がある。

### (1) 食の安全及び消費者の信頼の確保に資する取組

平成 13 年 9 月に我が国において B S E 発生が確認されて以降、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号）の制定、牛肉以外の食品についての品目別ガイドライン（青果、鶏卵、貝類、

養殖魚及び海苔)の作成等により、トレーサビリティ・システム(流通経路情報把握システム)の導入促進が図られてきたところである。また、食品の安全の確保の観点から、平成18年5月に食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度が導入され、一定量以上の残留が認められる農薬等の種類が制限され、それ以外の農薬等については一律0.01ppmを上限とする基準が設けられたところである。

一方、引き続き、食の安全をめぐる問題が発生しており、多くの国民が食品の生産及び流通過程における安全の確保に高い関心を持っている。

このため、農林水産物の生産過程における農薬等を適正に管理することに加え、流通過程においても、汚染や品質の劣化の防止等食品の品質保持、安全の確保に資する取組をさらに推進する。

## (2) 食品情報の適切な提供の推進

食品小売業は、食品流通の末端を担い、直接的に消費者に情報を伝えやすい立場にあるが、食の安全に対する関心の高まりから、産地へのこだわりや健康志向等を背景に産地や使用された農薬、生産方法、調理方法、環境保全に係る情報等食に関する様々な情報を求める向きが強い。一方、原材料の流通ルートの多様化、製造の分業化等により、最終製品の食品製造業者や外食業者等に情報が伝わっておらず、消費者に正しく情報を提供できていないとの指摘もある。

また、食育基本法(平成17年法律第63号)の制定とこれに基づく食育推進基本計画(平成18年3月食育推進会議決定)において、食育を国民運動として推進する中で、消費者との接点を多く有している食品関連事業者等に対し、食に関する分かりやすい情報や知識の提供等の取組が求められている。

このため、食品流通において、こうした情報提供機能を強化し消費者ニーズに応えていく取組を推進する。

## 第2 構造改善事業の実施に関する基本的な事項

前項で述べた基本的な方向に則し、法第2条に掲げられた食品生産製造等提携事業、卸売市場機能高度化事業、食品販売業近代化事業、食品商業集積施設整備事業及び新技術研究開発事業について、以下のとおり実施するものとする。

### 1 食品生産製造等提携事業

#### (1) 目標

多様化・高度化する消費者ニーズに対応した食品を安定的に供給するとともに、農林水産物を地域産業資源として最大限に活用するため、農林漁業の生産活動と食品の製造活動・販売活動を直接結びつけ、併せてこのために必要となる施設の整備を促進することにより、食品の製造・加工・販売段階における消費者ニーズの適確、迅速な把握及び農林漁業の生産段階への提供、消費者ニーズに対応した食品の生産及び製造・加工又は販売を図ることを目標とする。

#### (2) 内容

ア 食品製造業者等と農林漁業者等が、(ア)及び(イ)の措置を実施するとともに、必要に応じて(ウ)の措置を実施するものとする。

(ア) 食品製造業者等と農林漁業者等との間における食品の安定的な取引関係の確立

食品製造業者等と農林漁業者等との間において、取引の対象とする農林水産物の種類、量、価格決定方法、取引期間、消費者の評価等の情報の伝達方法、取引に伴い必要となる施設等に関する事項を盛り込んだ農林漁業投資に関する取決めを締結する。

(イ) 食品の生産の用に供する施設の整備その他食品の生産の安定を図るための措置であって、(ア)の措置を実施するために必要な措置であるもの

農林水産物生産施設若しくは農林水産物生産共同利用施設の整備、農業生産法人への出資、食品製造業者等と農林漁業者等とが共同して行う農林漁業関連事業法人の設立のための出資又は農林漁業者若しくは農業協同組合等の所有する食品製造用資産の取得を行う。

(ウ)(イ)の措置と併せて実施する食品の生産の用に供する施設の整備その他食品の生産の安定を図るための措置又は品質の優れた食品に対する消費者ニーズに適確に対応するために必要な食品の製造若しくは加工業務用施設の整備であって、(ア)の措置を実施するために必要な措置であるもの

(イ)の措置を行う場合に当該措置を効果的に実施するために必要かつ不可欠な施設を整備する。

イ 食品販売業者等と農林漁業者等が、(ア)及び(イ)の措置を実施するとともに、必要に応じて(ウ)の措置を実施するものとする。

(ア) 食品販売業者等と農林漁業者等との間における食品の安定的な取引関係の確立

食品販売業者等と農林漁業者等との間において、取引の対象とする食品の種類、量、価格決定方法、取引期間、消費者の評価等の情報の伝達方法、取引に伴い必要となる施設等に関する事項を盛り込んだ取決めを締結する。

(イ) 食品の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備であって、(ア)の措置を実施するために必要な措置であるもの

食品の鮮度等の品質を生産から小売に至る一連の流通行程において保持・管理するために必要となる集出荷施設、処理加工施設、保管・配送施設、販売施設、情報処理施設等を整備する。

(ウ)(イ)の措置と併せて実施する品質の優れた食品に対する消費者ニーズに適確に対応するために必要な食品販売業務用施設の整備であって、(ア)の措置を実施するために必要な措置であるもの

食品販売業者が多様化・高度化する消費者ニーズを適確に把握し、対応するために必要となる処理加工施設、情報処理施設又はアンテナショップ、冷蔵ショーケース等の販売施設を整備する。

## 2 卸売市場機能高度化事業

### (1) 第1号の事業

#### ア 目標

食料供給コストの縮減を図り、また、食の安全に対する関心の高まり等消費者ニーズの多様化・高度化に対応した物流や卸売市場業務の合理化・効率化、コールドチェーンの確立等品質管理の向上に必要な施設・体制の整備等により、卸売市場の機能の高度化を図ることを目標とする。

#### イ 内容

次の措置のすべて又は相当部分を実施するものとする。

(ア) 食品の鮮度保持を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品の荷さばき業務用施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置

適正な品質管理を行うための施設整備を推進し、卸売市場における品質管理の高度化を図る。

また、産地、卸売市場、小売等各段階での合理化を通じた産地から小売までの流通コストの低減のために必要となる自動仕分搬送保管施設、一貫パレチゼーション等を推進する。

(イ) セリ売又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

せりの機械化等卸売市場の業務の処理体制の合理化及び卸売市場に集積される種々の情報の分析・提供等を通じた産地・小売への利便の増進等のための施設の導入等を図る。

(ウ) 卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

研修施設等の整備、研修会の実施等により、品質管理を向上させるためのノウハウ等卸売市場の業務を行う者の知識、技術等の向上を図る。

(エ) 卸売業者及び仲卸業者の経営規模の拡大、経営管理の合理化等を図るための措置

他の卸売業者若しくは仲卸業者からの営業権の譲受け、異なる卸売市場の卸売業者間の資本提携による支配関係の構築又は仲卸業者の共同事業による営業権の買取り若しくは残存する事業者の事業の多角化により、経営の改善・強化を図る。

### (2) 第2号の事業

#### ア 目標

一定の流通圏において、そこに所在する卸売市場全体として業務運営の合理化・効率化等を推進し、地域における生鮮食品等の円滑かつ効率的な流通体制を整備するため、地域における生鮮食品等の中核的な流通拠点となる地方卸売市場の開設者が、当該地域の他の卸売市場との統合や、連携した集荷・販売活動等を推進することにより、食料供給コスト縮減とともに、地域の卸売市場の機能の高度化を図るものとする。

#### イ 内容

(ア) 以下の要件に該当する地方卸売市場の開設者(以下「事業主体」という。)が、(イ)の措置を実施するものとする。

a 直近の取扱金額が50億円以上であるか又は卸売場面積が3000㎡以上である地方卸売市場であって、都道府県卸売市場整備計画において地域における生鮮食品等の集荷力の強化を図る上での拠点となる地方卸売市場

に位置付けられているものであること。

b 第2号の事業と併せて第1号の事業が実施される地方卸売市場であること。

c 次の事項を業務規程において定め、都道府県条例で定めるところにより、新規開設の場合にあっては都道府県知事の開設の許可を、変更の場合にあっては都道府県知事の承認を得ることにより、地域拠点市場としての条件を整備している地方卸売市場であること。

(a) 純資産基準額、流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率、資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率その他卸売業者が遵守すべき財産の状況に関する基準

なお、その基準は、中央卸売市場と同等の水準とすることを基本とし、純資産基準額については、卸売業者の純資産基準額(昭和46年6月30日農林省告示第1028号)に、流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率等については、卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号)第32条の2に定める基準額等に準じたものとする。

(b) 毎事業年度の業務及び財産の状況を記載した書類の備付け及び閲覧に関する事項、帳簿の区分経理に関する事項、販売の委託の申込みに対する引受けの拒否の禁止に関する事項、毎日の卸売の数量及び価格の公表に関する事項その他卸売業者が遵守すべき事項

(イ) 事業主体は、地域拠点市場としてのリーダーシップを発揮しつつ、周辺の地域に所在する卸売市場と連携して、(1)のイの(ア)から(エ)までに掲げる措置のうち一又は二以上のものを実施することにより、当該地域の卸売市場全体の機能の高度化を図るものとする。

### 3 食品販売業近代化事業

#### (1) 目標

高齢化や単身世帯の増加等の社会構造の変化、多様化する消費者ニーズや食の安全に対する関心の高まり等に対応するとともに、食料供給コストの縮減を推進するため、事業の共同化を進めつつ、インターネットを活用した販売、総菜宅配等多様な食料供給の展開、電子タグを活用した物流管理や電子商取引システムの導入、衛生管理の強化等により、食品販売業の業務の合理化及び機能の高度化等を図ることを目標とし、併せて、環境負荷の低減を図る観点から、廃棄物処理機器、省エネ機器等の導入を促進する。

#### (2) 内容

ア及びイの措置を実施するとともに、必要に応じてアの措置と併せてウ又はエの措置を実施するものとする。

##### ア 食品の販売に係る業務の一部の共同化

仕入れ、仕分、処理、加工、保管、配送、衛生、廃棄物処理、受発注処理、電子データ交換、後継者育成、宣伝等食品の販売に係る業務のうちいずれかの業務についての共同化を図るものとする。

##### イ アの措置を実施するために必要な施設の整備

共同仕入配送センター、共同処理加工施設、共同倉庫、共同冷蔵庫、共同冷凍庫、共同廃棄物処理施設、共同情報処理施設、共同研修施設、共同会議施設等の施設を整備する。

ウ 食品品質管理施設の整備、食品の荷さばき業務用施設の整備その他食品の販売に係る業務用施設の近代化を図るための措置

冷蔵庫、冷凍庫、多温度帯輸送車、活魚槽等の品質管理施設、自動荷さばき施設、荷受け施設等の荷さばき業務施設、廃棄物処理施設等の環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保を図るための施設等を整備する。

エ 経営管理の合理化、取引関係の改善その他食品の販売事業に係る経営の改善を図るための措置

情報機器の導入等による在庫管理、品揃えの適正化等経営管理の合理化、適正な価格による取引の確立等取引関係の改善、食品に関する情報提供等消費者ニーズに対応した機能の高度化その他後継者の育成、職員の福利厚生の実施等を図る。

#### 4 食品商業集積施設整備事業

##### (1) 目標

消費者のワンストップショッピング志向、消費者の食品に関する情報提供等付加的サービス機能へのニーズの増大、食品の小売市場の老朽化等に対応するため、消費者利便施設、食品情報提供施設、地域特産食品の展示販売施設等を備えた食品商業集積施設を整備することにより、消費者の利便の増進、食品販売業の業務の合理化、地域開発等に資することを目標とする。

##### (2) 内容

以下の各号に該当する食品商業集積施設を整備するものとする。

ア 食品販売業者の店舗が5店舗以上集積していること。

イ 生鮮食品（青果、鮮魚又は食肉をいう。）の販売業者の店舗が存在すること。

ウ 当該食品商業集積施設における食品の販売の事業を主たる事業として行う者の店舗数の割合が3分の2以上であること。

エ 中小販売業者の施設への入居に十分な配慮がなされていること。

オ 駐車場、駐輪場、休憩所、広場、緑化施設等の利用者の利便の増進に資する施設が、原則として、店舗が集積する施設と同一の敷地内に設置されていること。

カ 食品情報提供施設、料理教室等消費者利便施設及び地域特産食品に関する展示販売施設を備えていること。

#### 5 新技術研究開発事業

##### (1) 目標

食品流通の国際化・広域化が進展する中、食品の品質及び安全性に対する関心の高まり等の消費者ニーズの多様化等に対応するため、食料・農業・農村基本計画及び農林水産研究基本計画（平成17年3月30日農林水産省技術会議決

定)を踏まえ、食品の品質管理の適確化・効率化並びに品質の優れた食品の開発及び食品の流通の円滑化等に資する新技術の研究開発を行うことにより、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図ることを目標とする。

## (2) 内容

次に掲げる新技術(未だ企業化されていない技術(技術上のノウハウを含む。)をいう。)の研究開発を行うものとする。

ア 食品の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための新技術の研究開発

高精度な温度・湿度管理技術、流通履歴確認技術、機能性成分等の保持技術、非加熱殺菌技術、有害微生物・微量有害物質等の検出及び制御技術、バイオセンサーによる品質の管理技術等の食品の品質の管理を適確かつ効率的に行うための技術の研究開発を行うものとする。

イ 品質の優れた食品の開発に必要な新技術の研究開発であって、アの研究開発と併せて実施するもの

食品の持つ機能性の解明と評価・利用技術、機能性成分等の分離・抽出技術、アレルギーの失活・除去技術、バイオリクターによる食品の加工技術等の品質の優れた食品の開発に資する技術の研究開発であって、アの研究開発と併せて行うものとする。

ウ 食品の仕入れ、荷さばき又は配送の合理化その他食品の流通の円滑化に資する新技術の研究開発

食品の出荷の効率化を図るための仕分け自動化技術、多品目の生鮮食品の一括輸送を図るための多温度帯一括輸送技術、野菜流通・販売における一貫ばら輸送技術、生鮮食品等における取引情報の効率化を図るための受発注システム等食品の流通の円滑化に資する技術の開発を行うものとする。

## 第3 食品の流通部門の構造改善の促進に関する重要事項

### 1 流通機構の合理化のための構造改善の促進

#### (1) 流通の各段階におけるコスト縮減

食料供給コストを縮減するため、アクションプランに基づく取組を行うとともに、実需者及び消費者ニーズを踏まえた流通の合理化及び効率化を推進する。

ア 卸売市場改革の推進

卸売市場については、卸売市場法(昭和46年法律第35号)等に基づく卸売市場の再編・合理化、商物分離電子商取引によるダイレクト物流導入市場の拡大、卸売手数料の弾力化、卸売市場管理運営への民間活力の導入等により、一層効率的な卸売市場流通を推進する。

イ 物流の効率化

(ア) 通い容器の普及

現在、青果物の輸送においては、ほとんどが段ボール箱によるものであり、通い容器の普及は低位にとどまっている。その要因は、段ボール箱の価格と比較して通い容器のレンタル料に割安感が感じられないこと、物流センターを持たない量販店や青果小売店の通い容器の返還場所となる卸売市場に、回

収容器の保管場所や管理システムが未整備であること等が挙げられる。

このため、生産者や卸・仲卸業者、小売業者等に対する普及・啓発を図っていくとともに、卸売市場を中心とする通い容器の円滑な流通を実現するための回収拠点の確保や、通い容器事業者も含む関係者による取組体制の構築の推進等を通じて、青果物の輸送における通い容器の本格的な普及を推進する。

また、日配品等を中心とした加工食品については、通い容器が相当程度普及しているものの、容器のサイズが統一されていないことから、配送の非効率化を招くとともに、空容器の仕分けや保管に多額の経費を必要としている。

このため、現在、関係する団体や企業により「物流クレート標準化協議会」を立ち上げ、サイズの統一化に取り組んでいるところであり、こうした取組と連携しつつ加工食品全般の配送に係る通い容器の標準化を図り、一層の普及を推進する。

#### (イ) 配送の共同化

従来、各事業者ごとに行っていた配送を共同化することは、車両台数の削減による物流コスト縮減のみならず、排気ガスの削減による環境負荷の低減、荷受け作業の混雑回避による物流サービスレベルの向上、都市における道路渋滞の緩和につながる等幅広い効果が期待される。実際に、食品関連事業者間での共同配送や、物流事業者が主体となり配送を取りまとめる等の取組も散見される。一方で、こうした効果が認識されつつも、従来からの取引慣行、共同配送に取り組む機会がないといったことから、共同化の取組は広がりを見せていない。

このため、現在、関係府省において、都市内物流の円滑化や環境負荷低減の観点から、共同配送を推進するための施策を講じているところであり、今後、これらと連携しつつ、食品関連事業者における共同配送の取組を推進する。

#### (ウ) 電子タグ等のIT技術を活用した流通システムの構築

食品の流通部門以外の分野では、電子タグを事業者間で物流管理に活用している例も見受けられるが、生鮮食品の流通分野では実用化には至っておらず、加工食品の流通分野において通い容器の管理に用いる等の事例が見られる程度である。しかしながら、電子タグや周辺機器の技術開発が進む中で、今後、通い容器の管理、一括検品といった物流の効率化や、流通履歴の記録、小売店舗における商品関連情報の提供等、流通機能の高度化の観点から、電子タグの幅広い活用が想定される。しかし、そのためには、電子タグを導入する目的やその仕組み（関係事業者の役割分担、各種機器の導入等に係るコスト負担のあり方等）について、その具体的なイメージの確立、関係事業者への浸透が必要である。

このため、事業モデルの確立、導入・普及について、通い容器や電子商取引、トレーサビリティ・システムの普及との関係に十分留意しつつ推進する。

#### (エ) その他

青果物輸送のモーダルシフト(トラック輸送から鉄道輸送等への転換)促

進に向け、ロットの確保や帰り荷の確保といった課題の克服に向けた検討を行うとともに、食品小売業において、適正仕入れ等を実現するコスト低減のビジネスモデルの実証・普及、消費者に対する商品情報の伝達機能の強化を推進する。

## (2) 多元的な流通経路の形成

多様な実需者・消費者ニーズに適切に対応し、食品の特性を踏まえた産地から消費地までの合理的、効率的な加工・流通経路を構築する等多元的な流通の展開を図る。

### ア 卸売市場を核とした加工・物流機能の強化

外食、加工等の業務用需要や消費者の簡便化志向等を反映して、カット野菜、カット果実等に対する需要が増大しており、生産者又は生産者団体においても、こうした需要に応じた取組が進められているが、保存性が低い等長距離輸送に向かない一次加工品の効率的な加工・調製を行うためには、青果・水産物の流通量の6～7割が集荷・分荷される卸売市場及びその周辺で加工・物流機能の強化を図ることが、その際発生する廃棄物の効率的なりサイクル処理等環境対策の観点からも効果的である。

このため、関係事業者によるこうした取組を促進すべく、事例等の紹介によりそのメリットの周知を図るほか、関連する施設の整備に関して必要な措置を講じる。

### イ 加工・業務用需要に対応した産地と食品産業の連携の促進

国産の青果等は、生食や料理素材向けに生産されることが多く、加工・業務用の需要に対応するものが少ないが、飲食料費の約8割は加工食品の購入もしくは外食を通じた支出であること等、加工・業務用の需要は大きく、食品製造業者等の中には、加工等の用途に適した品種、品質、数量等を確保するため、産地との契約栽培等による取引関係を構築する例も見られる。

このため、こうした産地と食品産業との直接の連携、さらに卸売市場も含めた連携は、消費者への安定供給とともに、双方に経営安定等のメリットをもたらすものであることから、このような取組をさらに推進する。

### ウ 生産者による直接販売

各地で地産地消の取組が見られ、生産者自らが直売所等を通じて、青果、鮮魚等を消費者に直接販売している。こうした直接販売は、生産者と消費者の相互理解の場を提供するとともに鮮度が高いものを供給でき、また、曲がっている等形状により一般の流通が困難であった商品の販売も可能となるといったメリットがある。しかし、取扱いの品目数や数量の確保等が課題となっており、また、「虫食い」や「キュウリの曲がり」等についてのクレームがあるところ、地域の実情や立地条件に適した運営とともに、消費者の農業への理解を深めていく努力が必要である。

このため、地産地消の普及啓発を図りつつ、地域の創意工夫、独創性を基本に、その取組の支援を行う。

また、小売店との直接取引においては、消費者に対し生産者が特定しやすいこと等により安心感を与えるとともに、近傍であれば流通距離の短縮によ

り高品質の維持と流通コストの縮減をもたらすものとなっていることから、こうした取引関係の構築に係る取組をさらに推進する。

#### エ インターネットを活用した流通経路の多元化を促進（青果ネットカタログ「SEICA」の普及）

インターネットは、短時間に広範囲かつ大量の情報を入手・配信でき、その利用は国民に広く普及・浸透するとともに、食品流通の分野においてもその活用が広がっている。産地との取引を希望する食品関連事業者への情報提供により新たな取引関係の構築を促進する上で、インターネットは有力な手段である。

また、インターネットによる販売については、消費者が自宅で購入できる等利便性が高いほか、生産情報等食品の安全性や信頼確保に係る情報も幅広く提供できるとともに、消費者に直接販売することによる生産者の取組への評価や、商品についての消費者の評価を直接得ることにより、有機農業等消費者の多様なニーズに対応した生産にもつながることが期待される。

このため、既存の農産物の公的紹介サイトであるSEICAネットカタログの充実強化を図るとともに、生産者グループ等によるインターネットを活用した販売の取組を支援する。

### （３）情報ネットワーク化の推進

食品小売業者と食品卸売業者、食品製造業者と食品卸売業者等の特定の企業間取引に限定して利用されることが多い電子商取引について、広域的な展開を図り、併せて消費者の信頼の確保の観点から、さらなる適用商品の拡大が期待されるトレーサビリティ・システム等への対応を進めるため、生産、卸売市場、小売といった各流通段階において幅広く食品関連事業者が参加する統一的な電子商取引システムを開発し、その普及を図る。

## ２ 流通機能の高度化のための構造改善の促進

### （１）食の安全及び消費者の信頼の確保に資する取組

#### ア 食品の品質管理及び安全確保の推進

トラックによる低温輸送が一般化し、産地から消費地に至る大部分の段階でコールドチェーンが整備されたが、大量の生鮮食品を扱い、価格形成と分配機能を担う卸売市場では、温度管理が十分でないとの指摘がある。

このため、産地から消費地までの一貫したコールドチェーンを展開することにより、高鮮度流通と腐敗等による廃棄量の低減を実現するため、第８次方針に基づき、低温卸売場等の整備を促進するとともに、卸売市場における品質管理の高度化に向けた規範策定のためのマニュアルの普及・定着を促進する。また、農業者や産地においては農業生産工程を管理し、適正な農業を実践する取組（GAP）が、卸売市場においては品質管理の高度化に向けた規範による食品の安全確保の取組がそれぞれ進められており、流通の最終段階である小売においても同様の取組を推進する。

また、食品の鮮度保持・品質管理の向上、食品の安全の確保等に関する新技術について産学官の連携等による研究開発を促進する。

## イ トレーサビリティ・システムの自主的な導入の促進

消費者の信頼の確保の観点から、生産段階においてはJ Aグループによる「生産履歴記帳運動」の展開、小売段階においては店頭で生産段階の情報（生産者の写真、所在地等）を提供する等トレーサビリティに対応した取組の広がりも見られ、流通段階においてもさらなる広範な取組が期待されている。

このため、流通の各段階において、取引実態に合った仕入先の確認が可能となる方法により、トレーサビリティの普及を図る。

また、消費者が、流通経路に関する情報とともに、農薬の使用状況等生産履歴に関する情報についても多大な関心を抱いていることを踏まえ、低コストでそれら情報が入手可能なSEICAネットカタログの活用を推進し、積極的な生産情報の提供を図る。

なお、生産から小売までのロット単位での流通経路情報や、生産・流通履歴情報を継続的に保管・記録するフードチェーンを通じたトレーサビリティ・システムは、そこに蓄積された情報を生産者や食品関連事業者が分析・検討することにより、万一の事故の際の対応や、食品の安全を求める消費者への情報提供を通じた付加価値の向上以外に、生産技術や経営の改善を図るための資源としての活用も可能となる。

このため、電子タグやモバイル機器等最新のIT技術を活用することにより、トレーサビリティ・システムや一括検品の実現等の物流の効率化等複数の目的を網羅したシステムの構築が考えられ、こうしたシステムの将来的な普及に向け、その導入によるメリット等を検証していく。

### (2) 食品情報の適切な提供の推進

消費者は、購入しようとする食品の産地や調理方法等に関する情報を強く求めており、食をめぐる消費者との信頼関係を確保していく上で、こうした情報を適切に消費者に伝達していく必要がある。

このため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく規格と表示のあり方については、農林物資規格調査会等において、流通のコスト等製造・流通の実態や消費者の関心等を踏まえた適正な表示となるよう、検討、審議を行うとともに、監視・指導を実施し、併せて「外食における原産地表示に関するガイドライン」（平成17年7月28日）や「豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関するガイドライン」（平成18年6月27日）等に基づく、原料原産地表示の取組を推進する。

また、食を選択する場を提供し、直に消費者に接する小売業や外食産業が果たす役割は重要であることから、生産から流通に携わる関係者の連携の下で、対面販売等を通じた情報提供機能の強化を図るとともに、消費者に対して、食事の望ましい組み合わせ等を分かりやすく示した「食事バランスガイド」（平成17年6月厚生労働省・農林水産省決定）の普及を始め、より一層健康に配慮した商品やメニューの提供、食に関する分かりやすい情報や知識の提供といった食育の推進活動に積極的に取り組む。

## 第4 食品の流通部門の構造改善に際し配慮すべき重要事項

## 1 公正な取引関係の確保

食品関連事業者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び同法関連法令等を遵守するとともに、公正かつ自由な競争を阻害することのないよう十分留意し、特に大規模小売業者にあつては、その購買力の大きさを十分理解し、「不当な経済上の利益の収受等」、「不当な返品」や「納入業者の従業員等の不当使用等」等の大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法を指定した、大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法（平成17年5月13日公正取引委員会告示第11号）等の内容を十分理解し事業を行う必要がある。農林水産省としても、これらの周知を図る等、公正取引委員会と連携を図りつつ、食品の流通に係る取引の透明性が確保され、競争秩序が維持されるよう努めるものとする。なお、食品関連事業者は法令を遵守した事業活動を行うため、社内行動指針の策定や役員及び従業員に対し同法及び同法関連法令等に関する定期的な研修を行う等周知徹底を図ることが望ましい。

また、第2、第3に述べた取組及び事業の実施に当たっては、事業者間又は業界団体等の共同行為の実施が事業者間の競争阻害とならないようにするとともに、事業活動が拘束されることのないよう十分配慮するものとする。例えば、事業者間での規格の標準化の実施に当たって、当該規格を採用した製品等の販売価格、販売数量等の共同での取決め、標準化活動への参加制限等により競争が制限されること、配送、宣伝等の食品の販売に係る業務の共同化の取組に当たって、事業者間で販売価格、販売数量に係る情報の共有等により競争が制限されること等がないように十分配慮するものとする。

## 2 個人情報の保護

インターネット販売や顧客への情報提供等顧客情報に基づく販売促進は、小売業における販売戦略上重要であるが、一方で、その漏洩等がないよう厳重に管理することが求められている。高度情報通信社会の進展に伴って個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令に基づき、事業者による個人情報の適正な取扱いがなされるよう、構造改善事業の推進等に当たり十分留意するものとする。

## 3 環境問題への取組

### （1）食品の容器包装及び食品廃棄物の排出抑制等の促進

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）の改正や食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）の評価・検討を踏まえ、食品産業における、廃棄物の発生の抑制、再利用、再資源化、散乱防止及び適正処理等にこれまで以上に取り組んでいく必要がある。

食品の容器包装に関しては、レジ袋等の容器包装の使用の合理化が大きな社会的テーマとなっており、今後、食品関連事業者（特に、容器包装の使用量が多くかつ代替手段の活用等による容器包装の使用削減の余地が大きい小売業

者)に対し、容器包装リサイクル法の改正内容の周知とその徹底を図り、消費者の理解も得ながら、レジ袋等の容器包装の有償による提供や繰り返し使用が可能な買物袋等の提供を始めとした容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための措置を推進する。

食品廃棄物に関しては、流通段階から発生する食品廃棄物の発生抑制、肥飼料等の原料としての再生利用等の取組を一層促進することが重要であるが、このうち再生利用を推進していくためには、分別や鮮度保持等排出段階において資源としての品質を確保するための取組、効率的かつ効果的な収集運搬体制の構築、再生利用製品の十分な利用といった各段階の取組が十分に機能するよう促進していく必要がある。今後は、食品廃棄物の安定的かつ確実な再生利用が維持・継続できる食品リサイクル・ループ(食品関連事業者が、自社の食品廃棄物由来のリサイクル肥飼料等を利用して生産された農畜産物を購入・販売する取組)の構築を図るものとする。

なお、構造改善事業において、容器包装廃棄物や食品廃棄物等の処理、再利用、再資源化等を行う事業が行われる場合にあっては、当該事業に係る構造改善計画が関係地方公共団体の一般廃棄物処理計画又は産業廃棄物処理計画と整合性がとれたものとなるよう配慮するものとする。

#### (2) 環境負荷の低減等への取組

総合物流施策大綱(2005-2009)(平成17年11月15日閣議決定)や流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)等に基づき、環境負荷の低減に資するモーダルシフト、配送の共同化、物流拠点の高度化・効率化等を促進し、合理的・効率的かつ環境にやさしい物流の実現を図ることとし、構造改善事業により省エネ機器の導入を含め環境配慮型の食品流通へのシフトを推進する。

### 4 地域環境との調和

#### (1) 施設の整備、立地等

卸売市場、食品商業集積施設等の整備に当たっては、道路交通の安全と円滑の確保に十分配慮するとともに、卸売市場、食品商業集積施設等においては集客の規模等に応じて十分な駐車スペースを確保するよう努めることとする。更に、住宅の分布状況、道路及び交通網の整備状況、小売店の立地状況、防災対策等地域環境等周辺環境との調和に十分配慮するとともに、各種コミュニティ施設、情報提供施設、駐車場等の生活利便施設の総合的な整備に努め、特に、高齢者、障害者等が利用しやすいものとなるよう施設のバリアフリー化等に十分配慮するものとする。

#### (2) 都市計画との整合

卸売市場機能高度化事業及び食品商業集積施設整備事業が都市計画区域内において行われる場合にあっては、当該事業に係る構造改善計画が都市計画と整合性がとれたものとなるよう配慮するものとする。

# 食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針に係る施策工程表

## 【流通機構の合理化のための構造改善の促進】

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	目標	
卸売市場改革の推進								
卸売市場の再編・合理化	<p><b>【中央卸売市場の再編】</b></p> <p>再編措置の内容、実施時期を決定 (第8次中央卸売市場整備計画に記載)</p> <p>第8次中央卸売市場整備計画に基づき順次再編措置を実施</p> <p>(2市場実施) (4市場実施) (3市場実施予定) (2市場 H22年度末までに実施予定) (1市場 H26年度末までに実施予定)</p> <p>次期卸売市場整備基本方針、中央卸売市場整備計画策定に向け検討</p> <p>第9次卸売市場整備基本方針・中央卸売市場整備計画策定</p>							H18年度までに12市場の再編措置内容を決定
	<p><b>【共同集荷等による卸売市場の物流最適化】</b></p> <p>卸売市場連携物流最適化推進事業</p> <p>物流最適化のための連携手法等の検討、システム確立のための実証実験の実施</p> <p>(5地区24市場実施) (4地区23市場実施) (4地区27市場実施予定)</p> <p>(H16~17:累計8地区41市場実施)</p> <p>実証実験実施地区での成果の普及 (構造改善事業のうち卸売市場機能高度化事業、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(流通業務総合効率化促進法)による支援等)</p>							新たに共同集荷に参加する市場数 115市場(累計)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	目標
卸売市場改革の推進	<p><b>(商物分離によるダイレクト物流の促進)</b></p> <p>商物分離直接流通成果重視事業 モデル地区におけるシステム開発、実証等 (候補地区の検討)</p> <p>(3地区実施)      (4地区実施)      (4地区実施予定)</p> <p>モデル地区における成果を普及</p>						(H22年度までの目標) 商物分離電子商取引導入中央卸売市場 3%(H18年度) 40~50%(H22年度)
卸・仲卸経営の改革	<p><b>(卸売市場手数料の弾力化、経営基盤の強化)</b></p> <p><b>【手数料弾力化】</b> 取組状況の調査(全国の中央卸売市場の開設者、卸売業者等)等を通じた取組の推進</p> <p><b>【経営基盤の強化】</b> 優良事例の実態調査(ヒアリング、アンケート等)</p> <p>優良事例の普及(セミナー、会議等)</p> <p>次期卸売市場整備基本方針、中央卸売市場整備計画策定に向け検討</p> <p>手数料弾力化(H21年4月)</p> <p>第9次卸売市場整備基本方針・中央卸売市場整備計画策定</p>						先進的取組の普及拡大 約20件/年
卸売市場経営への民間活力の導入	<p>指定管理者制度の導入、民間委託等による管理業務のアウトソーシングの推進 (釧路市で指定管理者制度導入、H18年度)</p> <p>大規模増改築等に係る施設整備について原則PFI事業を活用 (神戸市でPFI事業実施中、H16~20年度)</p> <p>優良事例の実態調査(ヒアリング、アンケート等)</p> <p>優良事例の普及(セミナー、会議等)</p>						

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	目標
<p>物流の効率化</p> <p>通い容器の普及 (青果物)</p>	<p>幅広い関係者による取組体制の構築(協議会を設置)</p>	<p>本格的な普及に向けた提言</p> <p>通い容器に対応した集出荷施設・加工施設の改修支援</p>	<p>本格的な普及に向けた取組を推進</p>	<p>新技術活用ビジネスモデル実証・普及事業</p> <p>新技術等の普及啓発、通い容器の新たな流通管理システムの構築</p> <p>流通管理システム構築支援</p> <p>新技術等の普及啓発</p>			<p>通い容器の本格的な普及 (H17年度の普及率3.1%)</p>
<p>電子タグやEDIの導入等IT技術の活用</p>	<p><b>【電子タグの活用】</b></p> <p>物流管理効率化新技術確立事業</p> <p>生鮮食品の卸売市場流通を対象とした産地・卸売市場・小売各流通段階における電子タグ導入の実証実験、実用モデルの構築</p> <p>(H17: 青果分野実証) (H18: 水産分野実証)</p>	<p>(H19: 実用ベースでの実証)</p>	<p>新技術活用ビジネスモデル実証・普及事業</p> <p>新技術等の普及、新技術を活用した物流効率化等を実現するビジネスモデルの実証</p> <p>ビジネスモデルの実証</p> <p>最適な活用方法、費用対効果、事業者の役割分担、運用ルール等を実証 (年に3件程度のビジネスモデルを実証)</p>	<p>新技術等の普及</p> <p>・新技術等の普及による流通効率化に向けたビジョンづくり ・新技術等の普及啓発</p>	<p>実用化・普及</p>		<p>H23年度までに12件のビジネスモデルを実証</p>
	<p><b>【EDI( )の普及】</b></p> <p>流通システム標準化事業(経済産業省)との連携 (生鮮分野における次世代EDI標準化、実証実験等)</p>		<p>次世代EDIの普及</p>				<p>電子商取引を実施する食品流通業者等の割合増加</p> <p>31.8%(H18年度) 50.0%(H23年度)</p>
	<p>( )EDIとはElectronic Data Interchange(電子データ交換)の略であり、取引に伴うさまざまな情報をコンピューターネットワークを用いて、電子的に交換することをいう。</p>						

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	目標
物流の効率化							
低廉な輸送手段の活用	<div data-bbox="405 320 792 517" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>物流コスト改革推進調査事業</p> <p>モーダルシフトやクールコンテナの効率的利用に向けた課題・方策検討、効果検証等</p> </div>		<div data-bbox="864 405 1709 474" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>関係省庁等が実施するモーダルシフト支援策等と連携</p> </div>				<p>調査結果を踏まえ、モーダルシフトを普及</p>
物流拠点の再編	<div data-bbox="405 778 1709 847" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>流通業務総合効率化促進法に基づく総合効率化計画の策定について普及啓発</p> </div> <div data-bbox="405 895 1709 963" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>卸売市場の再編等の推進</p> </div>						<p>(H21年度までの目標)</p> <p>110件の総合効率化計画認定</p>
食品小売業の低コストモデルの普及定着	<div data-bbox="636 1235 1720 1390" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>食品小売業コスト縮減・機能強化構造改善事業</p> <p>コスト低減のビジネスモデルの実証 (業態や立地環境等を考慮しつつ、年に6件以上のビジネスモデルを提示)</p> </div>						<p>H23年度までに30件のコスト縮減ビジネスモデルの提示 (青果、水産、食肉、その他で各々7件程度のビジネスモデルを提示)</p>

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	目標	
多角的な流通経路の形成								
卸売市場を核とした加工・物流機能の強化	<b>【先進的取組の普及・支援措置の活用】</b>							先進的取組の普及拡大
	委託調査事業の活用(先進的取組)							
	卸売市場施設整備事業							
	共同集出荷施設や加工処理高度化施設等の導入促進							
	広域連携アグリビジネスモデル支援事業のうち加工・流通拠点整備事業 実需者が複数県にわたる農業生産者等と連携し、農畜産物及びその加工品を効率よく販売又は配送するための施設整備等への支援							
	流通業務総合効率化促進法に基づく支援措置を活用した効率的な流通業務(輸配送、保管、荷捌き、流通加工等の機能の集約等)の実現の推進							
構造改善事業(食品販売業近代化事業等)による共同配送、共同加工施設整備等への支援								
	<b>【懇談会の設置・運営】</b>							卸売市場開設者による取組の拡大
	開設者を核とした異業種懇談会を設置し、多様な取組を推進							

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	目標	
多角的な流通経路の形成								
食と農の連携強化、インターネットの活用等	<p data-bbox="405 304 768 336"><b>【食と農の連携強化のための取組】</b></p> <div data-bbox="405 352 1767 512"> <p data-bbox="958 363 1223 395">食品生産製造等提携事業</p> <p data-bbox="904 416 1263 448">契約取引の推進及び施設整備支援</p> <p data-bbox="680 480 815 512">(実績 31件)</p> <p data-bbox="927 480 994 512">(60件)</p> <p data-bbox="1151 480 1218 512">(60件)</p> <p data-bbox="1375 480 1442 512">(60件)</p> <p data-bbox="1599 480 1666 512">(60件)</p> </div>							食品生産製造等提携事業計画の認定件数300件(H19年度～H23年度)
	<p data-bbox="405 651 1066 683"><b>【農産物の公的紹介サイト「SEICA」の利用拡大等のための取組】</b></p> <div data-bbox="405 699 1715 1114"> <div data-bbox="506 699 786 863"> <p>SEICAのシステムの充実 (食育教材等活用ソフト、検索機能の強化等) 青果物以外への展開</p> </div> <div data-bbox="864 751 1715 815"> <p>活用方法の広がり、利用者の拡大を踏まえ随時バージョンアップ</p> </div> <div data-bbox="405 959 562 1114"> <p>活用事例の把握、PR資料の充実、関係団体へのPR等</p> </div> <div data-bbox="640 1002 1715 1050"> <p>活用方法、事例のPR 利用拡大、農産物流通のポータルサイトへ</p> </div> </div>							SEICA情報登録数の増加 5,688(H18年4月) 15,000(H24年3月)
生産者による直接販売	<p data-bbox="405 1150 600 1182"><b>【地産地消の推進】</b></p> <div data-bbox="416 1262 1693 1398"> <p>地産地消推進行動計画に基づき、直販所等を格として地場農産物の活用推進を図るとともに、学校給食での地場産物の使用割合の増加に向けた取組を推進</p> </div>							(H21年度までの目標) 地域における地産地消の実践的な計画の策定 1,000地区

# 【流通機能の高度化のための構造改善の促進】

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	目標
<p>食の安全及び消費者の信頼の確保に資する取組</p>							
<p>食品の品質管理及び安全確保の推進</p>	<p>【産地から消費地までの一貫したコールドチェーンの展開】</p> <p>卸売市場における低温卸売場の整備を通じたコールドチェーンの構築による鮮度維持と食品ロスの発生抑制</p> <p>【卸売市場における品質管理高度化規範の策定推進】</p> <p>卸売市場における品質管理高度化の規範策定のマニュアル作成</p> <p>マニュアルの普及・卸売市場における品質管理規範策定の推進</p> <p>次期卸売市場整備基本方針、中央卸売市場整備計画策定に向け検討</p> <p>第9次卸売市場整備基本方針・中央卸売市場整備計画策定</p>						<p>(H21年度までの目標)</p> <p>中央卸売市場における低温卸売場の整備率の引き上げ (9.1%(H17年度) 11.1%(H21年度))</p>
	<p>【小売段階における規範に基づく食品の安全確保の取組】</p> <p>規範に基づく取組の推進方法に係る検討</p> <p>規範を策定するためのマニュアルの作成・検討 (青果、水産、食肉)</p> <p>規範に基づく食品の安全確保の取組を普及</p>						<p>食品小売業において、規範による食品管理を実践するという概念を普及</p>
<p>トレーサビリティ・システムの導入促進</p>	<p>食品販売業近代化事業等によりトレーサビリティ・システムの導入を支援 SEICAネットカタログの活用を推進</p> <p>電子タグ等を活用した物流の効率化システムと組み合わせたトレーサビリティ・システムの導入の検討</p>						<p>トレーサビリティ・システムの導入に資する構造改善計画策定数 年間20件以上</p> <p>SEICA情報登録数の増加 5,688(H18年4月) 15,000(H24年3月)</p>
<p>食品情報の適切な提供の推進</p>							
<p>食品小売店における対面販売を通じた情報提供機能の強化</p>	<p>食品小売業団体等による対面販売を通じた情報提供強化の取組を支援 (毎年5団体程度の取組を支援)</p> <p>(4団体の取組あり)</p>						<p>対面での情報提供強化に取り組む小売業者等の人数 年間200人以上</p>